

豊島区内の
中小規模事業者の
みなさま

令和7年度 豊島区エコ事業者普及促進費用助成金のご案内

省エネルギー診断等で更新を提案された
省エネルギー機器等の導入で

助成対象経費の
2分の1

最大

60 万円

助成します！

通常
上限



万円

区が定める環境マネジメントシステム(※)
を取得していた場合

さらに助成額UP

上限



万円

※区の定める環境マネジメントシステム… ISO14001・エコアクション21・エコステージ(ステージ2以上)等を指す

申請受付期間

令和7年4月1日(火)から
令和8年2月2日(月)※必着

※上記受付期間内であっても予算の範囲を超えた時点で受付終了

注意事項

◆省エネルギー診断等を受診し、結果が出てからご申請ください。

詳細につきましては、パンフレットP2をご覧ください。

◆必ず工事着工前にご申請ください。

工事後のご申請は助成対象外です。



お問合せ

豊島区環境清掃部 環境政策課 事業グループ

TEL:03-3981-2771

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 6階西側 1番窓口
(ホーム>まちづくり・環境・産業>自然・エネルギー>エコ住宅・事業者
支援【助成金制度】)にも掲載しています

豊島区 エコ事業者

検索

SDGsの実現に向け、経済・社会・
環境の3つの側面のバランスがと
れた社会を目指します。

スマートフォンからは
2次元コードをご利用ください



SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1:申請手続きのながれ



助成金の申請には、事前に省エネルギー診断等を受けていただく必要があります。
結果が出るまでにお時間がかかりますので、検討の際には、ご注意ください。

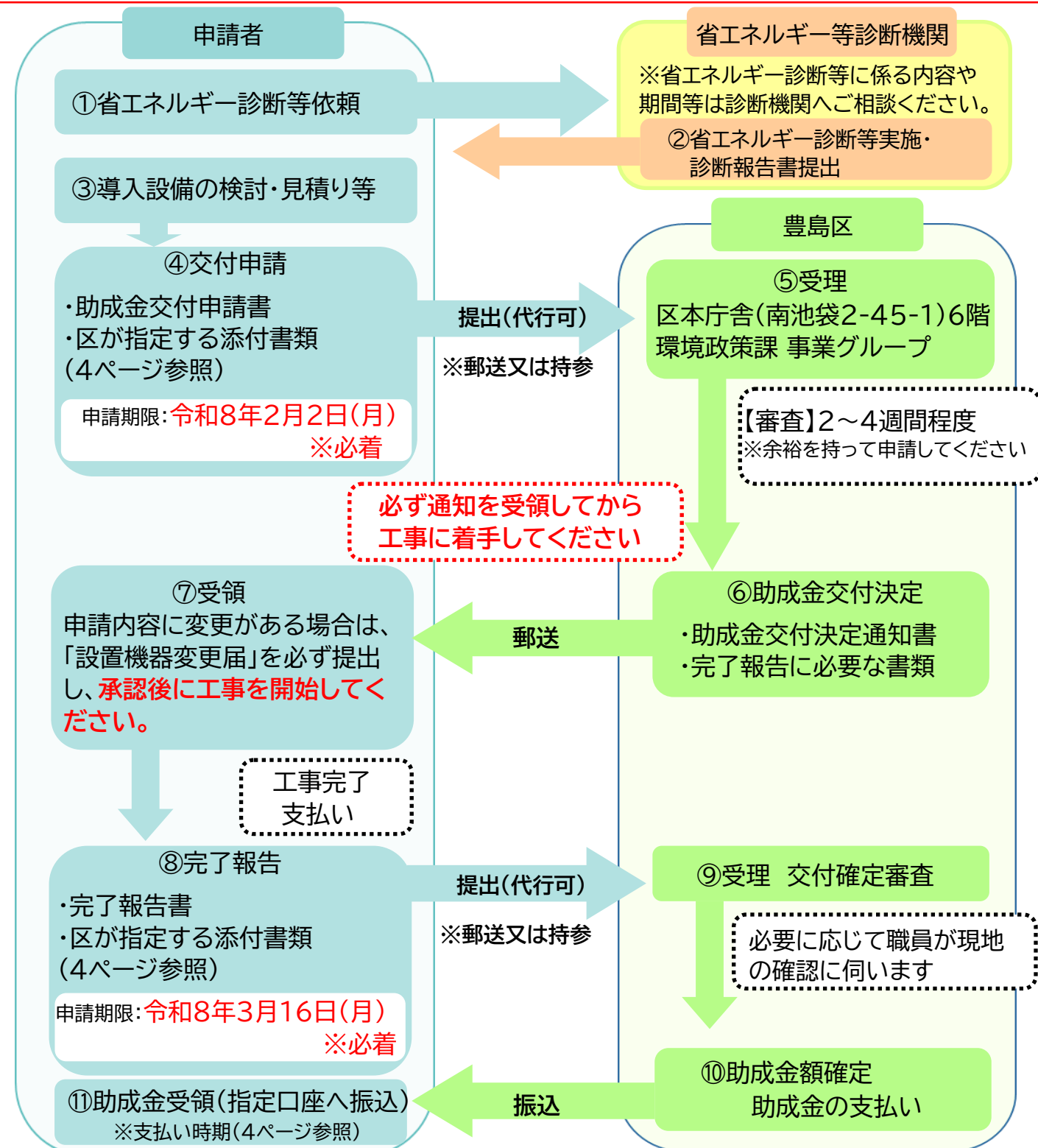
☆省エネルギー診断等は[クール・ネット東京\(03-5990-5087\)](http://www.cool-net-tokyo.com)へ直接お申し込みください。(無料)

※詳しくは別紙「省エネルギー診断のご案内」をご覧ください。

☆クール・ネット東京以外に省エネルギー診断を実施している団体もございます。(有料)

※総合診断のみ対象となります。設備単体のみの診断書は対象外です。詳しくは直接団体へお問合せください。

☆各団体ホームページのリンク等については区ホームページで確認できます。このパンフレット表紙下部の2次元コードからご覧ください。



◆本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用可能です。

2:助成要件等について ①

省エネルギー
診断書

助成対象者要件

省エネルギー診断等を受診し、提案された改善内容に基づいて 導入する省エネ機器(OA機器除く)

◎提案事例(事業所の設備状況や診断内容によって異なります)

「高効率照明器具の導入(LED)」、「高効率空調設備の導入」、
「高効率冷蔵・冷凍設備の導入」など

次の全ての要件を満たす法人又は個人事業主(以下「申請者」という。)とする。ただし、助成は申請者ごとに同一年度内において1回限りとする。

- (1)東京都地球温暖化防止活動推進センター等による省エネルギー診断等の結果、
機器の更新を提案されていること。また、その診断結果は診断時の前年度又は直近の年間エネルギー使用量に基づいたものであること。
- (2)省エネルギー診断等受診時の電気、ガス、熱利用、重油等の原油換算エネルギー使用量が年間1500kL未満の豊島区内に所在する事業所、事務所、営業所等に機器を導入すること。
- (3)申請時点で納付期限の到来している住民税及び事業税等を**完納していること**。
- (4)事業を営む当該建築物(賃貸借建築物等の場合は、当該建築物の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ていること。)に機器を購入設置すること。(リースは助成対象外)
- (5)豊島区暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員、及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (6)公序良俗に反していない等、助成金の交付をするにあたり適当であると認められること。
- (7)**令和8年3月16日(必着)までに**機器設置の完了報告書類を提出すること。

省エネルギー診断等は設備更新対策だけでなく、費用のかからない運用対策も提案されますので、ぜひ受診していただき、事業所等の省エネ対策に取り組んでください。



※申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すものとします。



助成金申請にあたって

- ・既存の設備を省エネ型に更新するものが助成対象です。設備の新設・増設等は対象外です。
- ・申請は着工前に限ります。設置工事等に着手してからの申請は受付できません。
- ・申請後に機種や価格の変更等が発生した場合は、着工前に設置機器等変更届の提出が必要です。着工後に変更事項が判明した場合、助成金の支払いができなくなります。
- ・交付申請書、完了報告書及び添付書類に押印する印鑑は、全て同じものをお使いください。また、スタンプ印は使用しないでください。
- ・申請書類等を記入する際は、鉛筆・修正液・消せるボールペン等を使用しないでください。
- ・申請時、完了報告時に添付する写真は、カラーで鮮明なものをお願いします。

3:助成要件等について ②



助成金額

助成対象金額:機器設置費用(助成対象経費)2分の1

◆区定める環境マネジメントシステム等を認証取得していない事業者 上限:40万円

◆区定める環境マネジメントシステム等を認証取得している事業者 上限:60万円

※区定める環境マネジメントシステム … ISO14001・エコアクション21・エコステージ(ステージ2以上)等を目指す

助成対象機器の要件

◆共通

- (1)CO₂排出量の削減効果のあるもの(OA機器を除く)
- (2)導入する設備は、容易に取り外し、移動ができないものを対象とする

◆LED照明器具は以下の要件を満たすもの。

- (1)機器の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること。
(ダクトレール式、卓上スタンドその他のコンセント設備を使用するものは除く)
直管形LED照明器具は、日本照明工業会規格(JEL規格)においてJEL801、JEL802、JEL803規格に対応しているもの(備考(5))
- (2)既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、以下は対象外とする。
 - ・LED照明器具からLED照明器具への交換
 - ・既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること
 - ・既設照明器具の一部を改造する工事(バイパス工事等) など

◆備考

- (1)設置する機器は、未使用のものに限る。
- (2)助成金額は1,000円未満の端数は切り捨てとする。
- (3)「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とし、消費税は含まないものとする。
 - ・機器費⇒機器本体とその設置に必要な関連部材の購入費
 - ・設置費用⇒工事費に係る人件費、機器等の運搬費、既存の機器の処分費等設置費用が機器費を超えた場合には、設置費用は機器費と同額までとし、その合計を助成対象となる「機器設置費用」とする。
※助成対象経費に含まないもの
「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの
機器設置に直接必要ない付属品及びそれにかかる工事費等
- (4)助成対象になるLED照明器具の数は、交換する既存の蛍光灯照明等の数と同数までとする。
既存の設備を省エネ型に更新するものが助成対象となり、設備の新設・増設等は対象外。
- (5)直管形LED照明器具の日本照明工業会規格(JEL規格)については以下のとおり

直管形LEDランプは、従来の蛍光灯ランプと口金形状、長さなど、構造的に互換性をもたせたさまざまな種類のものが国内外の多くの事業者より販売されていますが、既設の蛍光灯照明器具との組み合わせで、安全面、寿命面、光学面等の問題が発生していたことから、日本照明工業会では、最低限確保すべき性能規定を含んだ直管形LEDランプシステムの規格として、JEL801「L形ピン口金GX16t-5付直管形LEDランプシステム」、JEL802「くぼみ形コンタクト口金R4付直管形LEDランプシステム」及びJEL803「GZ16口金付制御装置内蔵型直管LEDランプ」の規格を制定し、性能面及び安全面の対応を図っています。このJEL801、JEL802及びJEL803規格に対応した照明器具は、従来の蛍光灯ランプと物理的又は電氣的互換性がなく安全性が確保できることからグリーン購入法の対象としていますが、G13などの従来の口金のランプを取り付けられる器具であって、その口金を通じ給電する照明器具は当面の間対象外としています。

(グリーン購入の調達者の手引き(環境省令和7年2月)より抜粋)

4: チェックリスト＝申請時に必要な書類＝



申請時

申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
(1)～(7)【必須書類】 + (8)～(10)【申請内容によって必要となる書類】

申請時の提出書類	注意事項等
☐ (1)助成金交付申請書	豊島区ホームページからダウンロード可
☐ (2)機器の設置に係る見積書とその内訳書の写し	・機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳・明細が確認できること ・宛名が申請者名と同一であること
☐ (3)設置する機器の性能、仕様等が確認できるパンフレットや仕様書等	機器の規格等を確認できること ※抜粋、コピー可
☐ (4)設置工事図面	・設置場所、箇所等が確認できるもの ・作成方法は5 ページ参照
☐ (5)現況写真	・設置予定箇所が全て確認でき、図面と照合ができる、カラーで鮮明なもの(客観的に設置状況が判別できないものは不可) ・空調設備の場合、室外機と室内機両方の写真が必要 ・LED照明器具の場合、撮り方は5 ページ参照
☐ (6)省エネルギー診断等の報告書の写し	全ページの写しが必要
☐ (7)申請時点で納付期限が到来している住民税及び事業税に滞納がないことが確認できる書類	・法人…法人事業税と法人住民税の納税証明書(原本)若しくはこれに代わるもの ※法人事業税が「0円」の場合、証明書に「0円」と記載があること。取得方法の詳細は、都税事務所にお問合せください。 ・個人…個人事業税と住民税の納税証明書又は非課税証明書(原本)若しくはこれに代わるもの
☐ (8)設置同意書	機器を設置する建築物が賃貸借建築物等の場合は、当該建築物に機器を設置することについての建築物所有者からの同意書
☐ (9)環境マネジメントシステム	ISO14001、エコアクション21、エコステージ(ステージ2以上)等を取得している場合は、取得状況が確認できるもの
☐ (10)その他区長が必要と認める書類	上記提出書類で内容等が確認できない場合に、追加で書類等をご提出していただく場合があります。

完了報告時

工事が終わりましたら、**3月16日(月)まで**に以下の書類を提出してください。
(1)と(4)は助成金交付決定通知書と一緒に送ります。

完了報告時の提出書類	注意事項等
☐ (1)完了報告書	・豊島区ホームページからダウンロード可 ・申請時と同じ印鑑で押印すること
☐ (2)機器の設置に係る「領収書の写し」と「領収金額の内訳がわかるもの」	あて名が申請者名と同一であること
☐ (3)機器の設置状況を示す写真	・設置予定箇所が全て確認でき、図面と照合ができる、カラーで鮮明なもの(客観的に設置状況が判別できないものは不可) ・可能な限り申請時と同じ位置で撮影してください
☐ (4)区指定の口座振替依頼書	・豊島区ホームページからダウンロード可 ・申請時と同じ印鑑で押印すること
☐ (5)その他区長が必要と認める書類	完了報告書提出後、必要に応じて職員が現地へ設置状況の確認にお伺いすることがあります。

助成金の支払い時期

完了報告書類の内容審査が完了した後、助成金交付額確定通知書を発送します。助成金の指定口座へのお支払いは、通知書の到着日から約1か月後を予定しています。



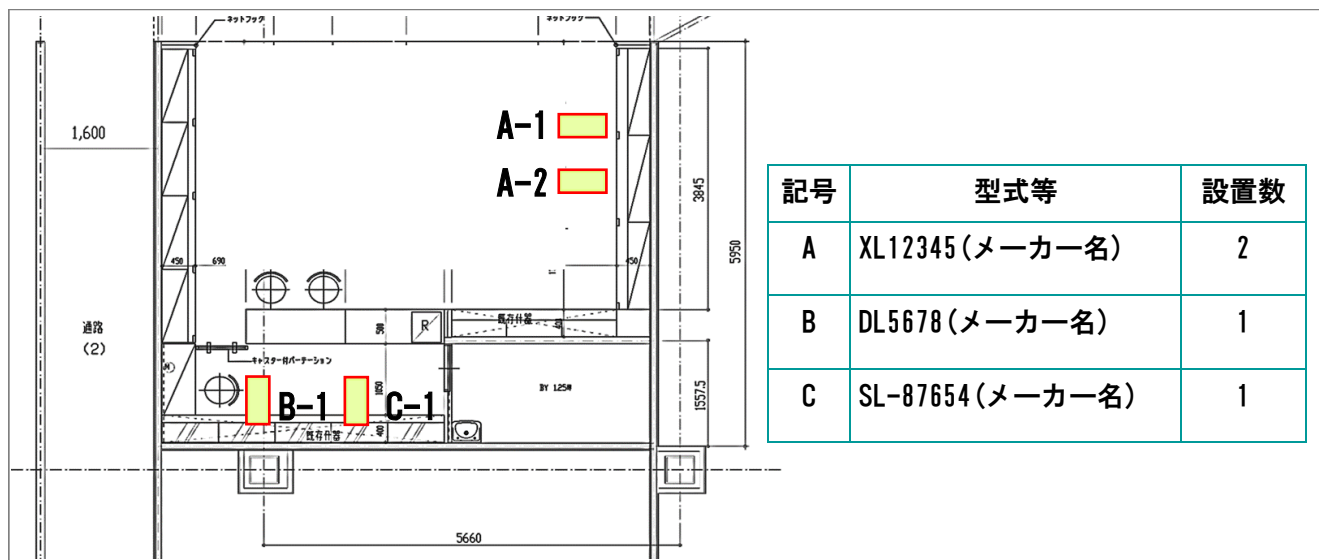
交付決定を受けていても、**令和8年3月16日(必着)**までに完了報告書等の提出がない場合、助成金は交付されません。

5:設置工事図面・現況写真の例及び注意事項



図面の作成例(LED照明器具の場合 ※他設備も原則同様です。)

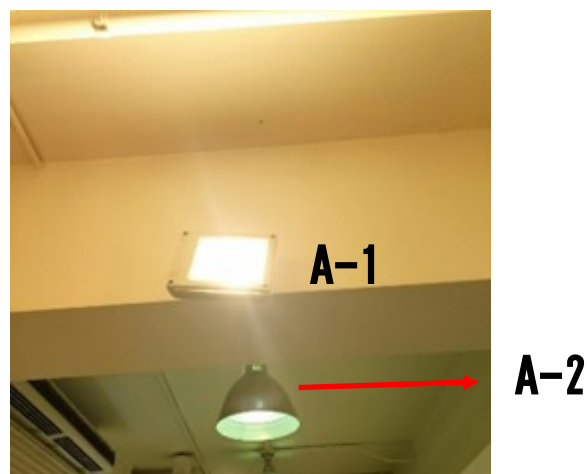
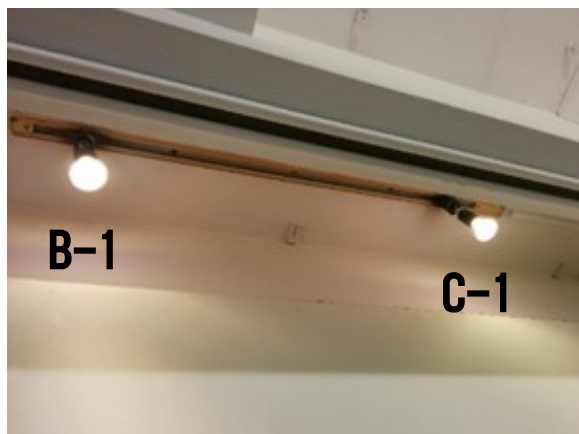
※LED照明器具の場合、複数の階や部屋にわたる場合でフロア形状及び設置場所が同様のときに限り、1フロア分のみでも可。



図面は**手書きなど簡易なもの**でも結構です。これは作成例です。

●図面にて、下記の点が確認できるようにしてください

- ・審査の際、見積書・図面・現況写真をもとに設置数や金額等の整合性を確認するため、**どの型番のものがどこに設置予定なのか分かるように**してください。
- ・実際の設備の位置と写真が異なる場合等、**不整合となる箇所は助成対象外**となる場合がございます。
- ・他の設備の場合も同様に、図面に設置箇所・型番などを記載して**写真と照合**できるようにしてください。



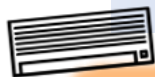
●現況写真(カラー)にて、下記の点が確認できるようにしてください。必要に応じて**撮り直し**をお願いすることがあります。審査がスムーズに行えるように、ご協力をお願いいたします。

- ・型番ごとに枝番号を振り、**写真が図面と対応できるように**してください。複数機器を1枚にまとめて撮影することは可能ですが、**不鮮明でぼやけている場合は撮り直し**していただきます。
- ・写真は機器の状況が確認できるよう、鮮明に写っているものをご提出ください。**撮り忘れは助成対象外**となります。
- ・完了報告時には、交換前後が明瞭にわかるように、可能な限り申請時と**同じアングルでの写真**をご提出ください。また、申請時と同じ番号を附番してください。

省エネルギー診断・省エネコンサルティングを受診したら

経費削減 ⇒ 売上げアップ?

別紙



省エネルギー診断・省エネコンサルティングのご案内



年間の電気料金が〇〇円減ったら?

クール・ネット東京へ
直接申し込み【診断無料】
☎03-5990-5087

例えば月々1,000円電気料金が減らせたら、年間12,000円の利益が増えたのと同様と考えられます。
12,000円の利益を出すためには…おわかりいただけるでしょうか?

この、「減らす」ポイントを探すのが「**省エネルギー診断**」「**省エネコンサルティング**」なのです!



実際の診断例をご覧ください!



空調の設定温度
冷房2℃アップ&暖房2℃ダウン

年間で **電気代 6万1千円 削減!**

電力量1,676kWh 削減

(美容室様)

照明器具を
LED照明に交換工事

年間で **電気代 18万3千円 削減!**

電力量 5,457kWh 削減

(飲食店様)

【無料】省エネルギー診断の流れ(随時申込受付中)

1. お申込

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(クール・ネット東京) まで直接申し込んでください

電話 03-5990-5087

2. 事前調査



診断に必要な事前調査を行います
FAX・Eメール等のやりとりでOK

3. 現地にて省エネ診断

省エネのプロが貴社を訪問(1~2時間程度)
節電・省エネのポイントをチェックします



4. 診断結果のご報告



貴社にぴったりの省エネ方法を
報告書にまとめてお届けします

5. アフターフォロー
(ご希望に応じてお伺いします)

報告書をわかりやすく説明します
お金のかからない運用対策から省エネ機器の
導入まで具体的にアドバイス致します



<https://www.tokyo-co2down.jp/learn/diagnosis-office>

【無料】省エネコンサルティングについて(随時申込受付中)

お申込み・お問合せ先は省エネルギー診断と同じ「クール・ネット東京」となります。
現地調査等を民間の省エネ対策サポート事業者が行います。

詳しくは右記のURLまたは2次元コードよりご確認ください。 <https://www.tokyo-co2down.jp/learn/registration/consulting>



省エネルギー関連助成金のご案内

豊島区は「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。
～2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています～

診断を受けて、エコ事業者普及促進費用助成金制度を利用しよう!!

豊島区では、省エネ診断等の結果に基づいて蛍光灯等からLEDに変えるとき等、機器の設置工事を行う際に費用の一部を助成しています。助成を受けるには、省エネ診断等を受診することが必須です。省エネ診断等は、お申し込みから診断結果のご報告までお時間がかかりますので、あらかじめ診断等を受けておけば、故障などの急な設備交換にも助成制度「エコ事業者普及促進費用助成金」をご利用いただけます!

※上記助成制度は、ここに記載した以外にも助成要件があります。詳しくは裏面までおたずねいただくか、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toshima.lg.jp/149/machizukuri/shizen/jigyosha/018555.html>

(右記の2次元コードからもご覧いただけます)



「エコ事業者普及促進費用助成金」の制度を利用してLEDを導入したお店からは、「明るくなって気分もよくなった」「社員からもお客様からも好評です。」、空調機を交換した事業所様からは、「翌月請求分から電気料金が安くなった!」とのお声をいただいています。助成金の利用は省エネルギー診断等が必須です。ご注意ください。

省エネ方法がわかったら、ワンランク上を目指して…

エコアクション21の取得を目指してみませんか?

環境マネジメントシステム「エコアクション21」を取得して、事業所のエネルギー管理をしましょう。

区ではエコアクション21認証取得の際の審査費用及び認証・登録経費の一部を助成します。

<http://www.city.toshima.lg.jp/149/machizukuri/shizen/jigyosha/014193.html>

SDGs 未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

問合せ (電話でのお問合せは 平日8:30~17:15)

■豊島区環境政策課 事業グループ ■電話: 03-3981-2771

■FAX: 03-3980-5134

